

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
健康福祉部 保育こども園課	9月30日	10月15日～ 12月25日	11月13日
健康福祉部 健康課	9月30日	10月15日～ 12月25日	11月13日
健康福祉部 看護専門学校	9月30日	10月9日～ 12月25日	11月13日
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月15日～ 12月25日	11月14日
健康福祉部 地域福祉課	9月30日	10月22日～ 12月25日	11月14日
健康福祉部 こども未来課	9月30日	10月22日～ 12月25日	11月15日
健康福祉部 高齢者支援課	9月30日	10月21日～ 12月25日	11月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

保育こども園課

注意事項

【支出事務】

○予算の計上が適切でないもの

3月補正予算の歳出で、本来、22節償還金、利子及び割引料で予算計上するところ、21節補償、補填及び賠償金で予算計上したため、年度末に30,520,319円の流用を行った。

予算要求時や予算内示後等、確認する機会があったものの見逃されたものであり、今後は担当者のみならず決裁過程においても十分に内容確認を行い、適正な事務執行をすること。

【収入事務】

○納入の通知をすべき日から1か月を超えて遅延したもの

酒田子育て支援センターに令和6年4月1日に自動販売機を設置した。その設置場所の貸付料10,890円（年額）の納期限は、市有財産賃貸借契約書第5条第3項により令和6年4月15日と定めている。同条第5項では、納期限までに貸付料を支払わない場合、年14.6%の割合で計算した延滞金を支払わなければならないとしている。

しかし、貸付料の納入通知書は納期限から1か月を超えた令和6年5月16日に発行していた。

延滞金を定めて契約を締結していながら、納入通知書の発行が遅れたことは不適切であり、次年度に向けて対策を講じること。

健康課

注意事項

【支出事務】

○支払期限が守られなかったもの

令和6年度全国市長会予防接種事故賠償補償保険（保険期間：令和6年4月1日から1年間）の保険料の支払について、令和6年4月1日に請求があり、支払期限は令和6年4月30日であった。しかし、相手方から未払の連絡があるまで気付かず、支払期限が過ぎた令和6年5月10日に支払った。令和6年度より、請求書は団体ホームページからダウンロードする方式に変更になったが、その旨、失念していた。

支払期限日から支払日までの期間に予防接種事故が発生した場合、賠償補償を受けられない恐れがあり、今後は十分な注意を払い、適切に処理を行うこと。

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・酒田市中町にぎわい健康プラザ自動ドア保守業務委託（R5.4.1～R8.3.31）
- ・酒田市中町にぎわい健康プラザ自家用電気工作物管理業務委託契約（R5.4.1～R8.3.31）
- ・松山診療所消防設備保守点検業務委託（R4.4.1～R7.3.31）

○契約書及び仕様書に必要事項の記載不備があったもの

長期継続契約の場合、仕様書及び契約書に「地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」であること「翌年度以降の予算が減額等された場合の対応（解除条項）」を記載するようにと契約検査課で通知しているが、松山診療所消防設備保守点検業務委託（委託期間：R4. 4. 1～R7. 3. 31 長期継続契約）では仕様書及び契約書に記載がなかった。

当年度で契約期間が満了するため、次の契約事務手続では遺漏のないようにすること。

こども未来課

注意事項

【契約】

○契約書に必要事項の記載不備があったもの

個人情報を取り扱う業務は、本来、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めなければならないが、定めていないものがあった。

令和 5 年 4 月からの個人情報保護法の改正に伴い、酒田市個人情報の管理に関する規程第 36 条の規定による、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に契約書に記載が必要になる事項については契約検査課で周知をしている。契約検査課作成のチェックリストでは、「個人情報を取り扱う業務の場合は、契約書に個人情報に関する事項を盛り込む必要があります。『契約書別記個人情報の取扱いに関する特記事項』の添付でも可」と通知している。

今後は同規程にのっとり適正に契約事務手続を行うこと。

【確認した契約書】

- ・多胎児養育支援員派遣事業委託
- ・子育て短期支援事業業務委託

高齢者支援課

注意事項

【支出事務】

○支払期限が守られなかったもの

すこやかマスターズ事業業務委託料（単価契約）（6 月分）の支払について、令和 6 年 6 月 28 日に請求があり、支払期限は正当な請求書を受領した日から 30 日以内であったが、相手方のやまがた e 申請からの請求書の提出に気付かず、支払期限が過ぎた令和 6 年 8 月 8 日に支払った。

4 月分、5 月分もやまがた e 申請による請求書提出だったが、支払期限内に支払っている。やまがた e 申請による提出は件数が少ないため、申請の有無の確認を習慣化するには大変な面もあるが、十分な注意を払い、適切に処理を行うこと。